

もと淀川区役所跡地等活用事業連合体協定書（案）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）、△△株式会社（以下「乙」という。）及び××株式会社（以下「丙」という。）は、複数の法人及びその他の団体等による連合体（以下、「連合体」という。）を構成し、もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザルで提案した計画提案に基づき、もと淀川区役所跡地等活用事業（以下「本事業」という。）を共同して推進するとともに、その円滑な実施を図るため、以下のとおり連合体にかかる協定（以下、「本連合体協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本連合体協定は、甲、乙及び丙が構成した連合体において、それぞれの責任や分担等、本事業を共同連帯して遂行するために必要となる事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 甲、乙及び丙が構成する連合体は、〇〇〇〇（以下「当連合体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当連合体は、事務所を（例：大阪市〇〇区〇〇丁目〇番〇号〇〇株式会社内）に置く。

（構成員の所在地及び名称）

第4条 当連合体の構成員は、次のとおりとする。

| | |
|------------------------|--------|
| 例 甲：大阪市〇〇区〇〇町〇〇〇丁目〇番〇号 | 〇〇株式会社 |
| 乙：神戸市△△区△△町△△△丁目△番△号 | △△株式会社 |
| 丙：東京都××区××町×××丁目×番×号 | ××株式会社 |

（運営委員会）

第5条 当連合体は、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

- 2 運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。
- 3 運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営するものとする。

（代表者）

第6条 当連合体は、甲を代表者とする。

（代表者の権限と責任）

第7条 代表者は、運営委員会の決定に基づき、当連合体を代表して大阪市及び監督官庁等と本事業に必要な協議並びに諸手続き等を行う権限を有するものとする。

- 2 代表者は、前項の規定に基づき行った協議並びに諸手続き等を構成員に対し、すみやかに通知しなければならない。

（構成員の責任）

第8条 構成員は協定書の締結、本事業の実施において必要となる協議及び諸手続き等について、代表者に協力しなければならない。

2 構成員は、第7条第2項で代表者が通知した事項について、すみやかに対応しなければならない。

3 構成員は、各々連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 構成員は本連合体協定に基づく権利義務を構成員間で譲渡することはできない。ただし、第13条、第14条に定める場合において、すべての構成員並びに大阪市が承諾した場合はこの限りではない。

(構成員の分担事業)

第10条 構成員は各々分担して本事業を実施する。

2 構成員が分担する事業（以下、「分担事業」とする。）は別紙のとおりとする。

(共通費用の分担)

第11条 構成員は協定の締結、本事業の実施において発生するすべての共通の費用等について、必要に応じ、運営委員会において構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員間の責任の分担)

第12条 各分担事業において、構成員が単独で大阪市及びその他の構成員、これ以外の第三者に損害等を与えた場合は、当該構成員がその責任を負い、損害等にかかる負担を負うものとする。

2 各分担事業において、複数の構成員が大阪市及びその他の構成員、これ以外の第三者に損害等を与えた場合は、当該構成員がその責任を負い、損害等にかかる負担割合等について当該構成員間で協議するものとする。

3 前項に規定する損害等にかかる負担割合等について協議が整わないときは、運営委員会に諮り、その決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第8条第3項に規定する連帯責任を免れるものではない。

(構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、脱退することはできない。ただし、構成員が大阪市及び他のすべての構成員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

2 前項の規定により脱退した構成員がある場合、他の構成員が本事業を共同連帯して実施するものとする。

3 前項の場合における構成員間の責任の分担については、前条の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散等に対する措置)

第14条 構成員のいずれかが存続期間中に、破産又は解散する等により、分担事業を遂行することが

困難となった場合、前条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(構成員の追加)

第15条 大阪市及びその他のすべての構成員の承諾を受けた場合は、新たに構成員を追加することができる。

2 前項の規定により新たに追加した構成員は、本連合体協定並びに協定書を遵守しなければならない。

(連合体協定の変更)

第16条 本連合体協定を変更する必要がある場合は、大阪市及びその他のすべての構成員の承諾を受け、内容を変更することができる。

(疑義等の決定)

第17条 本連合協定に定めのない事項又は本連合協定に関して疑義が生じたときは、運営委員会に諮り、大阪市の承諾を得て、定めるものとする。

本連合協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 甲 | (所在地) (名 称) (代表者) | 実印 |
| 乙 | (所在地) (名 称) (代表者) | 実印 |
| 丙 | (所在地) (名 称) (代表者) | 実印 |

